

答申第1号
令和8年3月26日

答申書

事件番号 7 審査請求第1号
諮問番号 諮問第1号

吉野川市長 原井 敬 殿

吉野川市行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、吉野川市（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和7年5月22日付けで行った地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第1項、第335条、第373条第1項及び第728条の規定による滞納処分として、審査請求人が株式会社かんぽ生命保険と締結している生命保険契約のうち全期間払込18歳満期学資保険に係る解約返戻金支払請求権及び積立配当金及び約定利息の支払請求権（以下単に「学資保険に係る債権」という。）を差し押さえたこと（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が、本件処分は子どもの将来性を奪うものである等と主張して、処分の取消を求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

地方税法第331条第1項は市町村民税（同法第335条の規定により滞納処分をする個人の道府県民税を含む。）について、同法第373条第1項は固定資産税について、同法第728条は水利地益税等について、それぞれ、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえないと規定する。また、吉野川市債権管理条例（令和7年吉野川市条例第1号）

第7条は、債権管理者は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の執行停止については、法令又は条例の規定によりこれを行わなければならないと規定する。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、審査請求人には市町村民税、個人の道府県民税、固定資産税及び国民健康保険税を納付しておらず、督促状を発送した日から10日を経過してもこれらの納付すべき税を滞納しているという事実を認定し、地方税法の規定に当てはめた結果、審査請求人の財産を差し押さえすべきと判断し、審査請求人に対して本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和7年6月23日、審査請求人は、本件処分に対する審査請求を行った。

令和7年6月25日、審理員が指名された。

令和7年7月11日、処分庁から弁明書が提出された。

令和7年7月22日、審査請求人から反論書が提出された。

令和7年8月20日、審査請求人からの申立てにより、口頭意見陳述を実施した。

令和7年9月29日、審理員からの要求により、処分庁から物件が提出された。

令和7年10月16日、審理手続を終結した。

令和7年10月31日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和8年3月26日、当審査会において審議を行った。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見の結論

本件処分には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理関係人の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

処分庁が差し押さえた財産は、審査請求人の子のための学資保険に係る債権であり、子どもの将来性を奪うものである。

審査請求人は納税相談にも行き、毎月3,000円を分割納付している。他の市町村では税の滞納があっても、分割納付している場合は滞納処分しないことがあると聞いたが、吉野川市は財政状況が厳しいことを理由に差押をしたのではないかと。

強引な滞納処分により生活保護の受給につながるケースが全国的に見られることから、滞納処分するよりも納税意欲を高めることが重要である。

(2) 処分庁の主張の要旨

審査請求人は、吉野川市に納付すべき税を納付しておらず、令和7年5月22日付け7吉税第103号で国税徴収法第54条の規定により作成した差押調書の滞納金額明細書に記載するとおり各納期ごとに督促状を発送したが、発送した日から10日を経過しても滞納している事実が認められることから、地方税法の規定に基づき滞納処分を行った。

本件処分の対象として差し押さえた財産である学資保険に係る債権については、その契約者及び保険金受取人は審査請求人であることから、審査請求人の財産であることが認められる。

学資保険に係る債権は、地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第75条から第78条までに規定する差押禁止財産に該当しないことから、子どもの将来性を奪うものとはいえない。

審査請求人は、令和6年11月1日から1ヶ月につき3,000円を分割納付しているところであるが、分割納付中であっても完納するまでは滞納している事実があり、その間に滞納処分を行ってはならないとする法令等は存在しない。

3 論点整理

(1) 学資保険に係る債権が差押禁止財産へ該当するか否か

審査請求人が主張するように、学資保険に係る債権を差し押さえることが子どもの将来性を奪うものと考えられるのであれば、関係法令において差押することができない財産である旨が定められているはずであるから、学資保険に係る債権が差押禁止財産に該当するかどうかについて判断する必要がある。

(2) 分割納付中の滞納処分の適法性

審査請求人が滞納する徴収金については分割納付されているところであるが、分割納付中において滞納処分することの適法性について判断する必要がある。

4 審理員意見の理由

(1) 審理員が認定した事実

本件の審理手続において審査請求人及び処分庁から提出された書類等により確認し、両者の間に争いのない事実（以下「認定事実」という。）は次のとおりである。

(ア) 差押調書に記載するとおり、審査請求人には本件処分を行った時点において合計367,400円の滞納があり、市県民税、固定資産税及び国民健康保険税の各税目において同調書の滞納金額明細書の督促手数料の欄に記載する日にそれぞれ督促状を発し、その日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る各税目に係る徴収金が完納されていない。

(イ) 審査請求書の添付書類及び処分庁から提出された弁明書に記載するとおり、審査請求人は令和6年11月1日から1ヶ月につき3,000円の分割納付を行っている。

(2) 論点に対する判断

(ア) 学資保険に係る債権が差押禁止財産へ該当するか否かについて

地方税法第331条第6項、第373条第7項及び第728条第7項は、市町村民税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例によると規定し、同法第75条から第78条までの規定は、差押の禁止について定めており、財産の差押にあたり滞納者の最低限の生活を維持するために必要なものについてその差押を禁止する趣旨と解される。

これらの規定のうち、同法第76条では給与の差押禁止について規定しており、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の一部について差し押さえることができない旨を規定しているが、学資保険は子どもの教育資金の準備をしながら当該子ども及び契約者の保障を行うことを目的としたものであることから、学資保険に係る債権は給与に係る債権に該当しない。また、同法第77条では社会保険制度に基づく給付の差押禁止を規定しており、同条第2項各号に掲げる各法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度及び国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第35条第3項各号に掲げる制度に基づく給付を対象としているが、学資保険に係る債権はこれらの制度に基づく給付に該当しない。

以上のことから、学資保険に係る債権は差押禁止財産に該当せず、これを差し押さえた本件処分は適法かつ適正である。

(イ) 分割納付中に滞納処分できるかどうかについて

地方税法第331条第1項、第335条、同法第373条第1項、第728条に規定するとおり、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないと定められており、第5の1の(1)に記載する事実を当てはめれば、滞納者の財産を差し押さえることは適法かつ適正である。

なお、地方税法第15条第1項及び第2項の規定による徴収の猶予をしたときは、同法第15条の2の3の規定により、当該徴収の猶予をした期間内は、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができないと規定されている。しかし、本件処分に係る分割納付は同法の規定に基づく徴収の猶予には該当せず、事実上の徴収の猶予を認めたものと解せられることから、当該規定は適用されるものではない。

以上のことから、分割納付中に滞納処分をすることは適法かつ適正である。

第5 答申の理由

審査員意見書により提示された本件審査請求に係る認定事実、論点及び論点に対する判断は適正であり、当審査会における答申の理由は、第4の4と同旨である。

第6 まとめ

以上の点から、本件各審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

吉野川市行政不服審査会

会長

委員

委員